

枚方寝屋川消防組合後援等の名義使用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、国、地方公共団体及びその他の団体（以下「団体等」という。）が実施する講演会、講習会、記念式典等の事業又は書籍、映像、物品等の著作物制作（以下「事業等」という。）について、事業等の主催者から枚方寝屋川消防組合（以下「組合」という。）への後援、協力、共催又は監修（以下「後援等」という。）の名義の使用に関する申請等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 後援 組合が、事業等の趣旨に賛同し、その実施について名義の使用を承認することをもって支援すること。
- (2) 協力 組合が、事業等の趣旨に賛同し、広報、物品の貸出及び場所の提供等、人的又は物的に支援すること。
- (3) 共催 組合を含む複数の団体等が、事業等の企画当初から参画し、内容、運営、経費負担等について協議のうえ、組合が共同主催者としての責任の一部を担うこと。
- (4) 監修 組合が、事業等の趣旨に賛同し、著作物の企画、編集又は制作に携わり、必要な指導又は監督を行うこと。

(名義)

第3条 後援等の名義は、「枚方寝屋川消防組合」とする。

(承認の要件)

第4条 管理者は、後援等の名義使用について、次の各号に掲げる要件を満たすときに承認するものとする。

- (1) 事業等の内容が、火災予防、救急又は防災に関する意識の向上等、組合の施策の推進に寄与すると認められるとき
- (2) 主催者の存在が明確で、事業等遂行能力が十分であると認められるとき
- (3) 公衆衛生及び災害防止について、十分な措置が講じられているとき

- (4) 参加料、入場料その他の費用を徴収する場合において、その徴収額及び目的が適正かつ明確であるとき
 - (5) 監修の名義使用に係る事業等の場合において、当該事業において制作する著作物の価格が適正かつ明確であるとき
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、後援等を承認しない。ただし、管理者が特に認めたものについてはこの限りではない。
- (1) 公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがある事業等
 - (2) 政治的又は宗教的色彩が強い事業等
 - (3) 組合の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがある事業等
 - (4) 営利又は商業宣伝を主たる目的とする事業等
 - (5) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益につながるおそれがある事業等

(申請)

第5条 後援等の承認を受けようとする団体等(以下「申請団体」という。)の主催者は、事業等の開催日の30日前までに申請書を提出し、承認を得なければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 規約又は会則等の組織、主催者及び活動目的等申請団体を明らかにする書類
 - (2) 申請団体の収支決算書
 - (3) 申請団体の活動実績等を明らかにする書類
 - (4) 事業等の企画書及び開催要項等、事業等の目的及び事業等の計画を示す書類
 - (5) 後援等の名義を使用した広報物を作成する場合にあっては、当該広報物の概要を明らかにする書類
 - (6) 参加料、入場料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業等の予算収支を明らかにする書類

(7) その他管理者が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、管理者が認める場合は、前項の書類の提出を省略させることができる。

(承認)

第6条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、第4条に規定する要件に基づき審査を行い、後援等の名義使用の承認、不承認について通知する。

(条件)

第7条 管理者は、必要があると認めるときは、前条に規定する後援等の名義使用の承認に際し、条件を付すことができる。

(承認後の内容変更)

第8条 申請団体の主催者は、後援等の名義使用の承認を受けた後、第5条第2項各号に掲げる書類の内容に変更が生じた場合、速やかに変更届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該内容変更について管理者に届け出るものとする。

(1) 第6条に規定する承認についての通知書

(2) 変更に係る書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(承認の取消)

第9条 管理者は、後援等の名義使用を承認した後に、第4条第2項の規定に該当する事実が認められたとき又はその他不適当な行為があったと認められたときは、後援等の承認取り消しを主催者に通知する。

2 事業等の実施後に、第4条第2項の規定に該当した事実が認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援等の承認は行わない。

(報告)

第10条 管理者は、必要があると認めるときは、申請団体に対して、必要な事項の報告を求めることができる。

(免責)

第11条 組合は、故意又は重過失がある場合を除き、後援等を行った事業

等において発生した事故等に対し、一切その責めを負わない。

(委任)

第12条 この基準に定めるもののほか、事業等の後援等の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。